

重要事項説明書

※ 本説明書は、介護保険の適用がある場合には「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第74条により準用される第8条に基づき、医療保険の適用がある場合には「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」第5条に基づき、契約締結前に説明し、交付するものです。

1 訪問看護事業者の概要

項目	内容
名称	株式会社E & L I F E
代表者名	代表取締役社長 小澤優樹
所在地・連絡先	東京都足立区千住柳町4番2号 電話 03-5838-6941
業務概要	訪問看護ステーションの運営、在宅医療・福祉サービス経営コンサルティング

2 事業所の概要

項目	内容
事業所名	アンドライフ訪問看護ステーション日暮里
所在地	〒116-0014
電話・FAX	TEL03-5838-6941 FAX03-5838-6942
介護保険 事業所番号	1361890260
医療保険 指定番号	7399959
管理者の氏名	小澤 優樹
サービス実施地域（通常の事業実施地域）	荒川区、足立区、文京区、台東区

3 事業所の職員体制（ 2026 年 9 月 1 日現在）

従業者の職種	人数（計）	常勤（人）	非常勤（人）	備考
管理者	1	1	0	
看護師	14	12	2	
理学療法士	6	5	1	
作業療法士	2	2	0	
言語聴覚士	0	0	0	
事務	2	2	0	

4 事業の目的と運営方針

【事業の目的】

訪問看護ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、疾病やけが等によりご家庭において、継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めたお客様に対し、適切な訪問看護等サービスを提供することを目的とします。

【運営方針】

従業員は、お客様の心身の特性を踏まえて、可能な限りご自宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を目指して支援いたします。また、サービスの実施に当たっては、介護保険関係機関、関係行政機関、地域保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 営業時間・営業日

営業日・休業日及び通常対応時間は、運営規程及び各事業所の届出内容に従います。通常対応時間は9:00～18:00です。通常対応時間外の連絡及び対応は、「緊急時対応・24時間対応」に定めるところによります。

6 料金

お客様の負担額は、利用する保険制度、負担割合、公費負担医療制度の適用の有無、保険外自費、交通費、キャンセル料その他別紙「料金表」に定める内容に従って算定します。料金の詳細は別紙「料金表」をご参照ください。

【お客様負担金のお支払い】

- ・自動引落しでお願いいたします。銀行・郵便局口座の自動引落しがご利用いただけます。
- ・申し込みが初回の引落しに間に合わない場合は、引落しの手配が完了するまでは現金払いにてお願いする場合があります。
- ・現金払い：月末で締めた1ヶ月分の御請求書を、翌月上旬に担当者よりお渡しいたしますので、後日担当者の訪問時にお支払いください。

・領収書は、入金確認後に発行いたします。なお、領収書の再発行は原則としていたしませんので、大切に保管してください。医療保険による訪問看護サービスについては、費用計算の基礎となる項目ごとの明細が分かる書面を無償で交付します。

7 キャンセルについて

サービスの利用をキャンセルする際には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先の電話番号：

キャンセル料については別紙「料金表」をご参照ください。

8 緊急時対応・24 時間対応について

詳細は「緊急時対応・24 時間対応」（本書後半）をご参照ください。

緊急時対応又は 24 時間対応は、当該加算の契約、事業所の届出状況、主治医の指示及びお客様の状態に応じて実施します。緊急連絡をいただいた場合でも、病状等により救急要請又は医療機関の受診をお願いすることがあります。

9 情報提供療養費について【医療保険の場合】

医療保険では、地域の保健・福祉サービス機関と連携を図るために、市区町村等、又は指定特定相談支援事業者等、又は学校等からの求めに応じて「訪問看護情報提供書」を提出する場合、情報提供療養費が加算されます。また、病院等の保険医療機関への入院、入所に際し「訪問看護情報提供書」を提出する場合も情報提供療養費が加算されます。

10 事故発生時の対処について

1. サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかにお客様のご家族等緊急連絡先、主治医、介護保険の適用がある場合は居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター、必要に応じて市区町村、保険者その他関係機関に連絡を行う等、必要な措置を講じます。
2. お客様がけがをされた場合、けがの状態、現場状況等を確認し、状態に応じて、救急隊、主治医、居宅支援事業者等へ連絡し、必要な対処をいたします。
3. 物損事故が発生した場合、お客様のけがの状況、破損物の状況や程度を確認し、追って破損物の写真撮影等にお伺いし、必要な対処をいたします。

4. 訪問にあたり、担当スタッフ自身がけがをしてサービス状況に支障が出た場合は、振り替えやお休み等、お客様とご相談のうえ、適宜対応いたします。

11 個人情報の取扱いについて

事業者は、「個人情報使用同意」及び事業者の個人情報取扱規程に従い、お客様及びご家族等の個人情報を取り扱います。サービス担当者会議等においてお客様又はご家族等の個人情報を使用する場合は、あらかじめ必要な同意を得るものとします。詳細は「個人情報使用同意」をご参照ください。

12 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、理学療法士等）の訪問について

訪問看護サービスにおける理学療法士等の訪問は、主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、看護師との連携のもと、訪問看護の一環として実施します。「訪問看護計画書」（以下「計画書」といいます。）及び「訪問看護報告書」（以下「報告書」といいます。）の作成に当たり、お客様の状態を適切に評価するため、当ステーションの看護師が、理学療法士等の訪問とは別に訪問することがあります。その後も、3ヶ月に1回程度、又は市区町村その他関係機関が定める頻度に従い、看護師が訪問することがあります。看護師の訪問に伴う費用については、別紙「料金表」に従って算定し、ご請求します。

13 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
2. 虐待防止のための指針を整備します。
3. 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施します。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とします。
5. 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 身体的拘束の防止について

1. 当該事業所は、原則身体拘束およびその他の行動制限の一切を禁止します。
2. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行うときは、身体拘束適正化委員会を中心に十分に検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合に限り、本人又はご家族等への説明及び同意を得たうえで行います。
3. 身体拘束廃止及び適正化に向けた取り組みを目的に、身体的拘束適正化委員会を設置します。
4. 定期的に職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を実施します。

15 業務継続計画（BCP）の策定等

1. 感染症及び災害等に係る業務継続計画を作成します。
2. 感染症及び災害等に係る研修を定期的（年1回以上）実施します。
3. 感染症及び災害等が発生した場合、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

16 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当社でのサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で対応いたします。

項目	内容（各拠点記入欄）
事業所名	アンドライフ訪問看護ステーション日暮里
TEL	03-5838-6941
FAX	03-5838-6942
E-mail	info@e-and-life.com
管理者	小澤 優樹
事務担当	外山 さゆり

次の公的機関においても、相談ができます。

公的機関	窓口名・電話番号
お住まいの区の高齢福祉に関する相談窓口	03-3802-3111
東京都国民健康保険団体連合会（介護保険の相談）	03-6238-0177
東京都国民健康保険団体連合会（医療保険の相談）	03-6238-0011

※ 上記の公的相談窓口は、事業所所在地、サービス実施地域、利用する保険制度及び保険者に応じて、各拠点で最新の窓口を確認のうえ記載してください。

17 お客様へのお願い・留意事項

医療保険証、介護保険被保険者証、資格確認書、負担割合証、公費負担医療制度の資格を証明する医療証その他利用する保険制度又は自己負担額の確認に必要な書類について、更新又は変更があった場合には、ご提示又は写しの提出をお願いすることがあります。なお、マイナンバーが記載された書類は提出しないようお願いいたします。ご協力をお願いいたします。

本重要事項は、事業所内の見やすい場所に掲示し、法令に従いウェブサイトにも掲載します。

料金表（別紙参照）

介護保険料金、医療保険料金、保険外自費料金、キャンセル料、交通費は、別紙「料金表」のとおりとします。

料金改定又は保険制度の変更により別紙「料金表」を差し替える場合、事業者は、変更後の料金表を交付又は提示し、変更内容、適用開始日及びお客様負担額への影響を説明します。本書本体の再作成を要しない場合であっても、変更後の料金表は本書の一部として取り扱い、交付又は説明の履歴を残すものとします。

緊急時対応・24 時間対応

1 通常契約のお客様（共通）

- ・サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）へ連絡をします。介護保険の適用があるお客様の場合は、介護予防サービス計画もしくは居宅サービス計画を作成した介護保険関係機関（地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等を含みます）へも連絡します。

- ・営業時間外の、夜間や休日等に容態の急変等、緊急のケースが発生した場合に備えて、あらかじめ担当看護師に緊急時の対処についてよくご相談ください。

- ・夜間・深夜の定期訪問サービスはございません。

2-A 緊急時訪問看護加算をご契約のお客様【介護保険の場合】

訪問看護（看護師による訪問）をご利用のお客様は、ご容態とご要望に応じて、緊急時連絡対応のご契約ができます。ご契約いただいたお客様には、緊急時の連絡先、携帯電話の番号をご案内いたします。

訪問が発生した場合、緊急時訪問看護加算の料金のほかに、訪問ごとに料金が発生します。詳しくは別紙「料金表」をご参照ください。

2-B 24 時間対応体制加算をご契約のお客様【医療保険の場合】

訪問看護（看護師による訪問）をご利用のお客様は、ご容態とご要望に応じて、緊急時連絡対応のご契約ができます。ご契約いただいたお客様には、緊急時の連絡先、携帯電話の番号をご案内いたします。

訪問が発生した場合、24 時間対応体制加算の料金のほかに、訪問ごとに料金が発生します。詳しくは別紙「料金表」をご参照ください。

ご注意点（共通）

通常対応時間外には、緊急時対応又は 24 時間対応体制の契約内容に従い、介護相談及び臨時訪問対応を行います。対応には当ステーションの看護師が当番制にあたります。病状によりましては医療機関への救急搬送等が必要になる場合もあります。お電話にてお話を伺い、状況に応じて対応します。

個人情報使用同意

事業者は、個人情報の保護に関する法律、医療・介護関係事業者向けガイダンス及び事業者の個人情報取扱規程に従い、お客様及びご家族等の個人情報を取り扱います。

1 個人情報の利用目的

- ・訪問看護サービスの提供、関連する記録・計画書・報告書の作成
- ・主治医、介護支援専門員（ケアマネジャー）、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、相談支援事業者、保険者、国民健康保険団体連合会、審査支払機関、行政機関その他関係機関との連携
- ・保険請求事務（国民健康保険団体連合会、審査支払機関、保険者等への提出を含む）
- ・苦情・事故対応
- ・サービス担当者会議、退院時カンファレンスその他関係者間の連携に必要な情報共有
- ・その他、上記の目的に付随する業務

2 第三者提供・委託の範囲

- ・主治医、関係行政機関、保険者、国民健康保険団体連合会、後期高齢者医療広域連合、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、相談支援事業者その他訪問看護サービスの提供及び保険請求に必要な関係機関への提供
 - ・サービス担当者会議等における関係者間での共有（お客様の個人情報についてはお客様の同意を、ご家族等の個人情報については当該ご家族等の同意を、あらかじめ文書により得た場合に限りま
- す。）
- ・業務の一部を外部に委託する場合は、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。

3 開示請求・苦情窓口

個人情報に関する開示請求、訂正、利用停止、苦情等は「苦情等相談窓口」（重要事項説明書 16 参照）と同一の窓口で受け付けます。代理人又はご家族等からの請求については、本人確認、代理権又は本人の同意を確認できる場合に限り、法令及び事業者の個人情報取扱規程に従って対応します。

アンドライフ訪問看護ステーション日暮里料金表(要介護)

2026年9月1日現在

①訪問看護基本料金（1回あたり）※1

1級地・11.40円／単位

	サービス内容		単位数	単位金額	お客様負担額目安		
					3割	2割	1割
看護師訪問	訪問看護Ⅰ1 ※2（20分未満）		314	3,579	1,074	716	358
	訪問看護Ⅰ2（30分未満）		471	5,369	1,611	1074	537
	訪問看護Ⅰ3（30分～60分未満）		823	9,382	2,815	1877	939
	訪問看護Ⅰ4（60分～90分未満）		1,128	12,859	3,858	2572	1286
PT・OT・ST 訪問 （リハビリ）	訪問看護Ⅰ5	（20分）※3	294	3,351	1,006	671	336
		（40分）	588	6,703	2,011	1,341	671
		（20分×3回／日） ※4	795	9,063	2,719	1,813	907
介護職員等処遇改善加算	1か月当たり1.8％		基本サービス費に該当する加算・減算を反映した月の総単位数×1.8％。上の1回ごとの表示額には含まず、月の利用者負担に反映します。				

※1 限度基準額超過の対象部分は全額自己負担。1級地（1単位11.40円）。20分未満は24時間体制・計画に週1回以上20分以上の訪問看護が必要です

※2 PT・OT・STは20分を1回として週6回まで。1日3回以上の場合は当日の各回を294単位の90％＝265単位（3回で795単位）で算定します。

※3 PT等の8単位減算、同一建物等の90％／85％、虐待防止・業務継続計画の各1％減算は該當時に適用。実際の月額は端数処理等で変動します。

②営業時間外の割増料金について

緊急訪問での割増適用は、その月の訪問回数等の条件に従います。保険外の延長料金とは異なります。

夜間（18：00～22：00） ＝25％	深夜（22：00～6：00） ＝50％	早朝（6：00～8：00） ＝25％
-------------------------	------------------------	-----------------------

③加算（追加料金）

加算項目		単位数	単位金額	お客様負担額目安		
				3割	2割	1割
初回加算（Ⅰ）／月		350	3,990	1,197	798	399
初回加算（Ⅱ）／月		300	3,420	1,026	684	342
退院時共同指導加算		600	6,840	2,052	1,368	684
特別管理加算（Ⅰ）		500	5,700	1,710	1,140	570
特別管理加算（Ⅱ）		250	2,850	855	570	285
★緊急時訪問看護加算（Ⅰ）／月		600	6,840	2,052	1,368	684
ターミナルケア加算		2,500	28,500	8,550	5,700	2,850
長時間訪問看護加算		300	3,420	1,026	684	342
複数名訪問加算（Ⅰ）	（30分未満）	254	2,895	869	579	290
複数名訪問加算（Ⅰ）	（30分以上）	402	4,582	1,375	917	459
複数名訪問加算（Ⅱ）	（30分未満）	201	2,291	688	459	230
複数名訪問加算（Ⅱ）	（30分以上）	317	3,613	1,084	723	362

★・・・別途、お客様とのご契約が必要です。

④その他の費用（交通費・延長料金等は保険外）

交通費	通常の実施地域内	無料	延長料金 ※ 5	30分未満	5, 369
	公共交通機関	実費		30分以上～60分未満	9, 382
	自動車(通常の実施地域外) ※Km 毎	10		60分以上～90分未満	12, 859
在宅終了者訪問処置料				30, 000	

※5 延長料金は長時間訪問看護加算の対象とならない延長部分に適用する保険外料金です。保険給付と重複せず、事前に内容と料金をご説明します。

金額単位(円)

⑤キャンセル料（保険外・1回あたり）

		基本料金の負担額100%
訪問看護Ⅰ1	(20分未満)	3,579
訪問看護Ⅰ2	(30分未満)	5,369
訪問看護Ⅰ3	(30分～60分未満)	9,382
訪問看護Ⅰ4	(60分～90分未満)	12,859
訪問看護Ⅰ5(※6)	(20分/回)	3,351

※6 PT・OT・STのキャンセル料は、予定した20分単位の数分です。

お客様のご都合でキャンセルする場合には、サービス利用の前日までにご連絡下さい、当日のキャンセルは、お客様負担金

の100%相当額のキャンセル料を申し受けさせていただきます。ただし、お客様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

訪問看護指示書の費用は、主治医の医療機関が医療保険等の規定により請求する場合があります。

当ステーションの訪問看護料金とは別です。

⑥加算についての説明

【初回加算】（Ⅰ）は退院・退所当日に看護師が初回訪問する場合、（Ⅱ）はその他の新規初回訪問に算定します。新たに訪問看護計画を作成し、訪問した月にいずれか1回を算定します。区分変更時は従前の利用状況も踏まえて判定します。初回加算（Ⅰ）・（Ⅱ）は併算定できず、退院時共同指導加算とも併算定できません。

【退院時共同指導加算】退院・退所前に病院等の職員と共同で在宅療養の指導を行い、その内容を提供した場合、退院・退所後の初回訪問で原則1回算定します。特別な管理を要する方は2回までです。初回加算を算定する場合、退院時共同指導加算は算定できません。

【特別管理加算】所定の状態にある方へ計画的な管理を行う場合、（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを月1回算定します。看護職員等の計画的な管理が必要です。PT・OT・STのみの訪問では通常、対象となる管理を行わず算定しません。

※厚生労働大臣が定める状態

・特別管理加算(Ⅰ)：在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

・特別管理加算(Ⅱ)：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

【緊急時訪問看護加算（Ⅰ）】24時間連絡体制等と利用者の同意がある場合に月1回算定します。

緊急の訪問を行った場合は、算定条件に応じて訪問ごとの基本料金等が別途発生します。

【ターミナルケア加算】死亡日とその前14日以内に原則2日以上ターミナルケアを行った場合等に死亡月に算定します。

ターミナルケア後24時間以内に在宅以外で死亡が確認された場合など、所定の条件も含まれます。

【長時間訪問看護加算】特別な管理を要する方に60分以上90分未満の訪問に引き続いて看護を行い、通算90分以上となる場合に1回300単位を算定します。

【複数名訪問加算】厚生労働大臣が定める以下の基準のいずれかに該当する場合に限り、同時に複数の看護師等により訪問を行う必要がある場合は、お客様やご家族様等に同意を得た上で、1回あたりの基本料金につき1回算定します。

複数名訪問加算（Ⅰ）は看護師等2名による同時訪問です。

複数名訪問加算（Ⅱ）は看護師等と看護補助者による同時訪問です。

※厚生労働大臣が定める基準

①お客様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③その他お客様の状態から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

アンドライフ訪問看護ステーション日暮里料金表(要支援)

2026年6月1日現在

①介護予防訪問看護基本料金（1回あたり）※ 1

	サービス内容		単位数	単位金額	お客様負担額目安		
					3割	2割	1割
看護師訪問	予防訪問看護Ⅰ1 ※2（20分未満）		303	3,454	1,037	690	346
	予防訪問看護Ⅰ2（30分未満）		451	5,141	1,543	1,029	515
	予防訪問看護Ⅰ3（30分～60分未満）		794	9,051	2,716	1,811	906
	予防訪問看護Ⅰ4（60分～90分未満）		1,090	12,426	3,728	2,486	1,243
PT・OT・ST 訪問 （リハビリ）	予防訪問看護Ⅰ5	（20分）※ 3	284	3,237	972	648	324
		（40分）	568	6,475	1,943	1,295	648
介護職員等処遇改善加算	1か月当たり1.8%		基本サービス費に該当する加算・減算を反映した月の総単位数×1.8%。上の1回ごとの表示額には含まず、月の利用者負担に反映します。				

※1 1級地（1単位11.40円）。限度基準額超過の対象部分は全額自己負担。20分未満は24時間体制と計画に週1回以上20分以上の訪問看護が必要。

※2 PT・OT・STは20分1回・週6回まで。1日3回以上は各回284単位の50%（142単位）。開始月から12月超は1回5単位、8単位減算該當時はさらに15単位を減算。

※3 同一建物等は所定単位数の90%/85%。虐待防止・業務継続計画の基準未達は各1%減算。該當時は個別に算出します。

②営業時間外の割増料金について

夜間・早朝は所定単位数の25%、深夜は50%を、介護保険上の算定要件に従って加算します。

夜間（18：00～22：00）= 25 %	深夜（22：00～6：00）= 50 %	早朝（6：00～8：00）= 25 %
-----------------------	----------------------	---------------------

③加算（追加料金）

加算項目		単位数	単位金額	お客様負担額目安		
				3割	2割	1割
初回加算（Ⅰ）／月		350	3,990	1,197	798	399
初回加算（Ⅱ）／月		300	3,420	1,026	684	342
退院時共同指導加算		600	6,840	2,052	1,368	684
特別管理加算（Ⅰ）		500	5,700	1,710	1,140	570
特別管理加算（Ⅱ）		250	2,850	855	570	285
★緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）／月		600	6,840	2,052	1,368	684
看護体制強化加算／月		100	1,140	342	228	114
長時間訪問看護加算		300	3,420	1,026	684	342
複数名訪問加算（Ⅰ）	（30分未満）	254	2,895	869	579	290
複数名訪問加算（Ⅰ）	（30分以上）	402	4,582	1,375	917	459
複数名訪問加算（Ⅱ）	（30分未満）	201	2,291	688	459	230
複数名訪問加算（Ⅱ）	（30分以上）	317	3,613	1,084	723	362

☆・・・別途、お客様とのご契約が必要

④その他の費用（交通費・延長料金等は保険外）

交通費	通常の実施地域内	無料	延長料金 ※ 6	30分未満	5,141
	公共交通機関	実費		30分以上～ 60分未満	9,051
	自動車(通常の実施地 域外) ※ km毎	10		60分以上～ 90分未満	12,426
在宅終了者訪問処置料					30,000

※6 延長料金は長時間訪問看護加算の対象とならない延長部分に適用する保険外料金です。保険給付と重複せず、事前に内容と料金をご説明します。

⑤キャンセル料（保険外・1回あたり）

サービス内容		基本料金の負担額100%
予防訪問看護Ⅰ 1	(20分未満)	3,454
予防訪問看護Ⅰ 2	(30分未満)	5,141
予防訪問看護Ⅰ 3	(30分～60分未満)	9,051
予防訪問看護Ⅰ 4	(60分～90分未満)	12,426
予防訪問看護Ⅰ 5 (※ 7)	(20分/回)	3,237

※7 PT・OT・STのキャンセル料は、予定した20分単位の回数分です。

お客様の都合でキャンセルする場合には、サービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルは、お客様負担金の100%相当額のキャンセル料を申し受けさせていただきます。ただし、お客様の容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

訪問看護指示書の費用は、主治医の医療機関が医療保険等の規定により請求する場合があります。当ステーションの訪問看護料金とは別です。

⑥加算についての説明

【初回加算】（Ⅰ）は退院・退所当日の看護師による初回訪問、（Ⅱ）はその他の新規初回訪問に月1回算定します。両者と退院時共同指導加算は併算定できません。区分変更時は従前の利用状況も踏まえて判定します。

【退院時共同指導加算】退院・退所前に病院等の職員と共同で指導し、退院・退所後の初回訪問で原則1回算定します。特別な管理を要する方は2回まで。初回加算と併算定できません。

【特別管理加算】所定の状態にある方へ計画的な管理を行う場合、（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを月1回算定します。PT・OT・STのみの訪問では通常算定しません。

※厚生労働大臣が定める状態

・特別管理加算（Ⅰ）：在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

・特別管理加算（Ⅱ）：在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。真皮を越える褥瘡の状態。点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

【緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ）】24時間連絡体制等と利用者の同意がある場合に月1回算定します。

緊急の訪問を行った場合は、算定条件に応じて訪問ごとの基本料金等が別途発生します。

【長時間訪問看護加算】特別な管理を要する方に60分以上90分未満の訪問に引き続いて看護を行い、通算90分以上となる場合に1回300単位を算定します。

【複数名訪問加算】厚生労働大臣が定める以下の基準のいずれかに該当する場合に限り、同時に複数の看護師等により訪問を行う必要がある場合は、お客様やご家族様等に同意を得た上で、1回あたりの基本料金につき1回算定します。

複数名訪問加算（Ⅰ）は看護師等2名による同時訪問です。

複数名訪問加算（Ⅱ）は看護師等と看護補助者による同時訪問です。

※厚生労働大臣が定める基準

①お客様の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

③その他お客様の状況から判断して、①または②に準ずると認められる場合